

火災に遭われた方へ

火災に遭われた方へ心よりお見舞い申し上げます。
火災後に必要となる手続き等を取りまとめましたのでご活用ください。

令和5年7月
長野市

◎り災証明書の発行

火災による被害を受けたことを証明する書類です。火災保険や他の支援制度の申請に必要なことも多いため、り災した際にはなるべく早く申請していただくべき書類です。

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
1	り災証明書の発行	「り災証明願」をり災物件の所在地を管轄する消防署に提出すると発行(無料)されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「り災証明願」 ・代理人による請求の場合、「代理人選任届」 ・身分証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による損害が発生した場合は必ず通報してください。 ・火災現場を消防機関で確認していない場合は、証明書を発行することができません。 	中央消防署 237-0119 鶴賀消防署 223-0119 篠ノ井消防署 292-0119 松代消防署 278-2992 鳥居川消防署 253-5119 新町消防署 262-5119

◎り災物品等の処分

火災により焼損した物品の処理に関する支援です。

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
2	り災物品等の処分・手数料の免除	住宅火災で燃えたりして損害を受けた家財道具は資源再生センターやながの環境エネルギーセンターへ持込むことができ、その際の手数料を免除できる場合があります。対象物の制限もあるため、 <u>持込みされる前に資源再生センターにご相談ください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・(不燃)手数料等減免申請書 ・(可燃)ごみ処理手数料減免申請書 	事業所からのもののうち、産業廃棄物は持込むことができません。可燃と不燃に二分別してください。収集運搬許可業者に持込みを依頼する際の費用は免除することができません。	資源再生センター 221-5316 (可燃のみの時は ながの環境エネルギーセンター 222-5301)

◎再発行・再交付申請

火災により焼損した各種書類等の再発行・再交付に関する申請です。

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
3	印鑑登録の再登録	「印鑑登録・廃止申請書」を提出いただき、印鑑の再登録をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等の顔写真付で公的機関発行のものであれば1点、顔写真がない場合は2点必要(2点の内1点は公的機関発行のもの)) 【代理人の場合、上記に加えて以下のものがが必要です。】 ・代理人選任届 ・登録する方の本人確認書類(照会書を持参するときに必要になります。コピー不可) 【照会書を居所地へ送ってほしい場合】 ・り災証明書 	<p>登録手数料は300円です。</p> <p>本人による申請に限り、運転免許証などの顔写真付きの公的機関発行の本人確認書類があれば即日登録ができます。</p> <p>顔写真付きの公的機関発行の本人確認書類がない場合や代理人による申請の場合は、郵送による照会書での確認となりますので数日かかります。</p> <p>また、お送りする照会書は原則「転送不可」となりますが、火災により住民票の住所に住んでいない場合は、居所地にお送りすることも可能です。その場合、り災証明書が必要になります。</p>	市民窓口課 (証明担当) 224-7238
4	マイナンバーカードの再発行	マイナンバーカードの申請書を本庁又は各支所にて受取り、郵送やオンラインで申請し、その後カードを再交付いたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(運転免許証等の顔写真付で公的機関発行のもの) 	<p>再交付手数料は1,000円です。ただし、放火や類焼による場合は無料です。</p> <p>受取の際はり災証明書が必要です。</p> <p>その他の持ち物等は交付案内通知で確認してください。</p>	地域・市民生活部 市民窓口課 (マイナンバー交付担当) 224-8380
5	特別永住者証明書の再交付	「特別永住者証明書再交付申請書」を提出いただき特別永住者証明書の再交付をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・写真(縦4cm×横3cm) ・パスポート(お持ちの場合) 	<p>交付手数料は無料です。</p> <p>申請後、交付までに3週間程度かかります。</p>	市民窓口課 (住民記録担当) 224-7949
6	国民健康保険証、限度額適用認定証の再交付	「国民健康保険証再交付申請届」、「限度額適用認定申請書」を申請いただき、国民健康保険証、限度額適用認定証の再交付をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(以下の①又は②) ①運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付で公的機関発行のもの1点、 ②①がない場合は、年金手帳、預貯金通帳等2点以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付の料金は無料です。 	国保・高齢者医療課 (賦課担当) 224-5025

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
7	基礎年金番号通知書(年金手帳)の再交付	「基礎年金番号通知書再交付」の申請をいただき、基礎年金番号通知書を再交付をいたします。 ※年金手帳を持っていた場合も再交付は基礎年金番号通知書が交付されます。	・本人確認書類(運転免許証等の顔写真付で公的機関発行のもの) ・本人以外の場合は、委任状	再交付の料金は無料です。 なお、年金の種類により申請先が異なりますので、ご注意ください。 ・第1号被保険者・・・市役所 ・第2号被保険者・・・勤務先 ・第3号被保険者・・・年金事務所	国保・高齢者医療課 国民年金室 224-5026 長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100
8	年金証書の再交付	「年金証書再交付申請書」を申請いただき、年金証書の再交付をいたします。	・本人確認書類(運転免許証等の顔写真付で公的機関発行のもの) ・本人以外の場合は委任状	再交付の料金は無料です。 なお、共済年金の場合は申請先が、それぞれの共済組合となりますのでご注意ください。	
9	福祉医療費受給者証の再交付	「福祉医療費受給者証再交付申請書」を提出いただき、福祉医療費受給者証の再交付をいたします。	・本人確認書類(マイナンバーカード・自動車運転免許証・健康保険証など)	再交付の料金は無料です。 身分証明書がない場合、り災証明書を確認し再交付します。 支所での再交付は、後日、郵送となります。	福祉政策課 (福祉医療担当) 224-7829
10	後期高齢者医療被保険者証等の再交付	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書を提出いただき、後期高齢者医療被保険者証等の再交付をいたします。	・本人確認書類(以下の①又は②) ①運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付で公的機関発行のもの1点、 ②①がない場合は、年金手帳、預貯金通帳等2点以上	・再交付の料金は無料です。 ・支所での届出の場合は、後日、郵送となります。	国保・高齢者医療課 (高齢者医療担当) 224-8767
11	介護保険被保険者証等の再交付	「介護保険被保険者証等再交付申請書」を申請いただき、介護保険被保険者証等の再交付をいたします。	・身分証明書等(マイナンバーカード・自動車運転免許証・健康保険証など)	再交付の料金は無料です。 支所での再交付は、後日、郵送となります。	介護保険課 (賦課・収納担当) 224-7991
15	障害福祉サービス受給者証の再交付	「障害福祉サービス受給者証再交付申請書」を申請いただき、障害福祉サービス受給者証の再交付をいたします。	身分証明書等(自動車運転免許証・健康保険証など)	再交付の料金は無料です。	障害福祉課 (指定給付担当) 224-8382

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
12	身体障害者手帳の再交付	「身体障害者手帳再交付申請書」を申請いただき、身体障害者手帳の再交付をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・証明用写真1枚(縦4cm×横3cm) ・身分証明書等(個人番号確認書類・自動車運転免許証・健康保険証など) 	再交付の料金は無料です。	障害福祉課 (手帳手当担当) 224-5030
13	療育手帳の再交付	「療育手帳再交付申請書」を申請いただき、療育手帳の再交付をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・証明用写真1枚(縦4cm×横3cm) ・身分証明書等(個人番号確認書類・自動車運転免許証・健康保険証など) 	再交付の料金は無料です。交付されるまで1箇月程度かかります。	
14	精神保健福祉手帳の再交付	「精神保健福祉手帳再交付申請書」の申請により、精神保健福祉手帳の再交付をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・証明用写真1枚(縦4cm×横3cm) ・身分証明書等(個人番号確認書類・自動車運転免許証・健康保険証など) 	再交付の料金は無料です。下記窓口までお越しください。 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所障害福祉課(第2庁舎1階) ・福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井支所内) ・長野市保健所及び各保健センター なお、手帳は県が作成するため、再交付には若干お時間がかかります。(1箇月程度)	
16	自立支援医療受給者証(更生医療)の再交付	「自立支援医療受給者証再交付申請書」の申請により自立支援医療受給者証の再交付をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書等(個人番号確認書類・自動車運転免許証・健康保険証など) 	再交付の料金は無料です。下記窓口までお越しください。 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所障害福祉課(第2庁舎1階) ・福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井支所内) ・豊野・戸隠・鬼無里・大岡の各支所 	
17	自立支援医療受給者証(精神通院)の再交付	「自立支援医療受給者証再交付申請書」の申請により自立支援医療受給者証の再交付をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書等(個人番号確認書類・自動車運転免許証・健康保険証など) 	再交付の料金は無料です。下記窓口までお越しください。 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所障害福祉課(第2庁舎1階) ・福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井支所内) ・長野市保健所及び各保健センター また、受給者証は県が作成するため、再交付には若干お時間がかかります。(1箇月程度)	

◎手数料等の減免・公営住宅への入居等に関する相談

保険料や税の減免、市営住宅への受け入れ等に関する支援制度です。

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
18	国民健康保険料の減免	申請により、国民健康保険料の減免を受けられる場合があります。	・り災証明書	納期限を過ぎた保険料及び前納した保険料は対象にはなりません。	国保・高齢者医療課 (賦課担当) 224-5025
19	国民年金保険料の免除	火災により、家財等の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けたときは、申請により保険料が免除される場合があります。	・本人確認書類(運転免許証等の顔写真付で公的機関発行のもの) ・り災証明書		国保・高齢者医療課 国民年金室 224-5026 長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100
20	介護保険料の減免	災害などで一時的に介護保険料が支払えなくなった場合には、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがありますので、ご相談ください。	・り災証明書 ・介護保険料減免申請書 ・同意書	災害の場合の申請は、災害の発生日から1年以内に行う必要があります。	介護保険課 (賦課・収納担当) 224-7991
21	介護保険利用者負担額の減免	災害により、住宅、家財等に著しい被害を受けた場合は、介護保険の利用者負担額(窓口負担1割～3割分)の減免を受けられることがあります。	・り災証明書 ・火災保険等の給付額がわかるもの ・介護保険利用者負担額減免申請書 ・収入状況申出書 ・同意書	申請は災害の発生日から1年以内に行う必要があります。	介護保険課 (給付担当) 224-7871
22	障害福祉サービス利用者負担額の軽減	火災により、住宅や財産に著しい損害を受けた場合、障害福祉サービスの利用者負担額を軽減できる場合があります。	・り災証明書 ・利用者負担額減額・免除等申請書		障害福祉課 (相談支援担当) 224-8730
23	国民健康保険医療費一部負担金の減免	災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により医療費の一部負担金(医療機関の窓口で支払う自己負担金)について、減免ができる場合があります。	・り災証明書 ・収入・財産状況が分かる書類等	・損害の程度、収入状況等の基準があります。 ・既に支払った一部負担金は対象になりません。	国保・高齢者医療課 (給付担当) 224-7225
24	後期高齢者医療保険料の減免	申請により、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。	・り災証明書 ・後期高齢者医療保険料減免申請書	納期限を過ぎた保険料及び前納した保険料は対象になりません。	国保・高齢者医療課 (高齢者医療担当) 224-8767

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
25	後期高齢者医療一部負担金の減免	申請により、後期高齢者医療一部負担金(医療機関の窓口で支払う自己負担金)について、減免ができる場合があります。	・り災証明書 ・収入・財産状況が分かる書類等 ・後期高齢者医療一部負担金減免申請書	・損害の程度、収入状況等の基準があります。 ・既に支払った一部負担金は対象になりません。	国保・高齢者医療課 (高齢者医療担当) 224-8767
26	保育所等の利用者負担額の減免	火災によりり災した場合、保育料等が減免されることがあります。	・り災証明書 ・長野市保育料減免申請書		保育・幼稚園課 (利用給付担当) 224-8031
27	母子父子寡婦福祉資金の償還金の支払猶予、及び違約金の免除	災害等のため出費が増大し、又は収入が減少したため支払期日に当該償還金を支払うことができない場合に支払いを1年間猶予するものです。 また、災害等により違約金の納入が困難な場合には免除することができます。	母子父子寡婦福祉資金償還猶予申出書または、違約金免除申請書に罹災を証する書類を添付	貸付金の償還金については連帯債務者や連帯保証人がいる場合、当該連帯債務者や連帯保証人も支払能力がないことが条件になります。 違約金は元利償還金の未納がある場合には免除されません。	子育て家庭福祉課 224-5031
28	固定資産税・都市計画税の減免	災害に遭われ、り災した家屋などについては、固定資産税・都市計画税が減免となる場合があります。	・固定資産税・都市計画税減免申請書	申請日や被害の程度などにより減免する金額が異なります。	資産税課 (家屋評価担当) 224-7176
29	市税の納税の猶予	火災によりり災したとき、本人や家族が負傷したときなどには、申請に基づいて、一年間納税が猶予される場合があります。			収納課 224-7664
30	所得税、個人市民税の雑損控除	日常生活のうえで必要な住宅や家財に損害を受けたときは、雑損控除が認められる場合があります。	・り災証明書 ・住宅等の取得年月及び取得金額がわかるもの ・保険金、共済金及び損害賠償金などで補てんされる金額がわかるもの ほか	所得税の確定申告が必要となります。	長野税務署 234-0111 市民税課 224-8507
31	り災児童生徒の教科書等について	り災した児童生徒に、教科書等を再支給します。	・り災証明書		在校する小中学校 又は 教育委員会 学校教育課 (指導担当) 224-5081

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
32	就学援助 制度	火災により災し、その世帯の生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる児童生徒の保護者を準要保護者(就学援助対象者)として認定し、学用品費や給食費等の一部を支給できる場合がありますので、ご相談ください。	・就学援助申請書 ・り災証明書	り災日に関わらず、就学援助申請日により、就学援助開始時期が決定されます。	教育委員会 総務課 (学務担当) 224-8597
33	県営住宅・ 市営住宅へ のり災世帯 の受け入れ	火災により災した場合、一時避難先として、県営住宅や市営住宅を利用できる場合がありますので、ご相談ください。	・り災証明書		〈県営住宅〉 長野建設事務所 建築課 234-9529 〈市営住宅〉 建設部住宅課 224-7427
34	建築確認申 請手数料等 の減免	災害により滅失又は損壊した住宅の復旧を目的とした建築に係る申請等の手数料が、減免になる場合があります。	・り災証明書 ・減免申請書		建築指導課 (審査担当) 224-5048
35	長野市雨水 貯留施設災 害復旧助成 金交付要綱	長野市内に住宅などをお持ちの方、またはお住まいの方で、災害により被災し、長野市の助成を受けて設置した雨水貯留施設が破損・滅失したため使用できなくなった方に対し、雨水貯留施設を再度設置していただく費用を助成するもの	【申し込み】 交付申請書、位置図、設置前の写真、罹災証明書 【実績報告】 実績報告書、協定書、領収書の写し、設置後の写真	助成金には限度額がありますので、詳しくは河川課にお問い合わせください。	建設部河川課 224-7646
36	(上下水道 の手続き) 閉栓届 開栓届	水道の使用をやめるとき、水道の使用をはじめるときは、届出が必要です。	お客様番号がわかるもの	篠ノ井、川中島、更北地区は、県営水道の給水区域です。	〈市営水道〉 上下水道局営業課 224-5071
37	(上下水道 の手続き) 排水設備使 用(中止・廃 止)届	建物の滅失、解体等で、下水道を使用しない場合は、排水設備の休止・廃止届が必要です。	お客様番号がわかるもの	県営水道の給水区域も届出が必要です。	シーデーシー 情報システム(株) 244-3232 〈県営水道〉 川中島水道 管理事務所 284-1700
38	(上下水道 料金の相談) 料金の納付 相談	相談希望の方は、担当窓口・問い合わせ先まで早めにご連絡ください。	お客様番号がわかるもの り災証明書		ヴェオリア・ジェネッツ (株) 0120-971-105

◎見舞金・資金貸付等

り災した方への見舞金のお渡し、生活資金等の融資のあっ旋に関する支援制度です。

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
39	中小企業振興資金(経営安定特別資金・災害対策)	災害、異常気象等により事業活動に著しい支障が生じている中小企業者等へ運転資金の融資をあっ旋します(信用保証料補助を受けられます)。	・り災証明書 ・納税証明書 ・許認可証(写) ・決算書(写) ・その他必要な書類があります。	・り災後1箇月の売上高が、り災前同月に比べ10%以上減少し、かつ、その後2箇月を含む3箇月の売上高が、り災直前同期に比べて10%以上減少すると見込まれる方が対象です。 ・別途、金融機関と信用保証協会の審査があります。	商工労働課 224-8342
40	中小企業振興資金(災害対策資金)	災害・異常気象等により被災した中小企業者等で、事業の継続のために必要な運転資金及び設備資金の融資をあっ旋をします(信用保証料補助を受けられます)。	・り災証明書 ・納税証明書 ・許認可証(写) ・決算書(写) ・その他必要な書類があります。	・別途、金融機関と信用保証協会の審査があります。	
41	緊急小口資金	生活費として10万円以内を貸付します。 ・低所得世帯、障害者世帯等が対象です。 ・据置2か月以内、償還1年以内です。	詳細は担当窓口までお問い合わせください。		長野市 社会福祉協議会 地域福祉課 219-6881
42	福祉資金(災害援護費)	引越・家財費用等150万円以内を貸付します。 ・低所得世帯、障害者世帯等が対象です。 ・据置6か月以内、償還7年以内です。	詳細は担当窓口までお問い合わせください。		
43	災害等見舞金(品)事業	災害用毛布や見舞金をお渡しする制度があります。 ○住宅が半焼以上の場合 ・共同募金会より 10,000円/世帯 ※下宿・寄宿舎の場合は 5,000円/世帯 ・長野市社会福祉協議会より 10,000円/世帯 ・日本赤十字社より 毛布1枚/人(原則) ○災害でお亡くなりの場合 上記の団体から10,000円/人ずつ支給(合計30,000円/人)		住民自治協議会経由で支給(個人からの手続きは不要です。)	長野市 社会福祉協議会 総務課 225-1234

◎上記以外の支援制度

り災した方の心身のケアに関する相談です。

No.	項目	概要	必要なもの	注意事項等	担当窓口 問い合わせ先
44	こころや身体 の健康に 関する相談	各保健センター等を窓口として健康相談に応じます。			お住いの地区の保健センターまたは 長野市保健所 健康課 難病精神保健担当 226-9965

※内容はお問合せ時点によって変わっている場合もありますので、詳細は各担当窓口にお問合せください。